

石川県被災事業者再建支援補助金（令和 8 年 8 月 27 日からの大雨） における車両の復旧に関する取扱いについて

1 復旧の対象とすることができる車両

申請者が所有していた事業用にのみ使用する被災車両

※ただし、リース車両で、リース会社が修理の意思がないなど、使用者の責めに帰さない特段の事情・理由があれば、現に設備を使用する者が、申請者となることが出来る場合もあります。

（１）「所有」とは

- 道路運送車両法による自動車登録に係る所有者（車検証の所有者）であること。

（２）「事業用にのみ使用する車両」とは

- 事業用として資産計上されている車両または市町が公的に事業用資産として被害を証明している車両であり、次のいずれかの資料により用途が確認できること。
 - ア 車体に会社名や屋号等が明示されていることを確認できる外観写真
 - イ 業務内容が確認できる運行日誌や業務日報等
 - ウ 使用目的欄が「事業使用」となっている被災車両に係る任意保険の証券の写し
- ※業務以外の用途で使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外となります。

2 車両の入替（購入）により復旧する場合の取扱い及び手続

（１）被災車両の入替に際しての手続き

- 被災車両を入替により復旧する場合は、販売店や修理工場などに修理不能であることを確認し、「被災設備・車両の修理不能申告書（第 1 号様式別紙 5）」を提出してください。既に購入済みであっても、申告書の提出がない場合は補助対象経費とは認められません。
- 車両の修理・入替による復旧について、被災車両と「同等以下」である必要はありません。被災車両と同じ用途であれば、性能や機能の拡充、排気量や積載量がより大きい車両を購入することも可能（以下、「原状回復を超える復旧」と言う。）です。
- 原状回復を超える復旧を行う場合の補助対象経費は、原状回復に必要な経費（修理費用または性能・機能が同等の車両の購入費）が上限となります。
そのため、実際の入替とは別に、原状回復のための修理または入替の見積書の提出が必要となります。原状回復のための修理または入替の見積書の提出ができない場合は、原状回復を超える復旧を行うことはできません。
- 被災車両は廃車（永久抹消）にする必要があります。中古市場に出回るもの（下取り）は、修理可能と判断されるため、入替による復旧はできません。

(2) 入替後の車両について

- 入替後の車両については、事業用として資産計上されており、次のいずれかの資料により用途が確認できることを原則とします。
 - ア 車体に会社名や屋号等が明示されていることを確認できる外観写真
 - イ 業務内容が確認できる運行日誌や業務日報等
 - ウ 使用目的欄が「事業使用」となっている被災車両に係る任意保険の証券の写し
- ※業務以外の用途での使用が判明した場合は、補助金の返還を命じる場合があります。

(3) 入替後の車両の装備品について

- 入替後の車両の装備品については、業務上必須なものについてのみ補助対象とします。
- ※補助金額の確定後の装備品追加は、当該車両の機能を低下させるものでなければ制限はありません。

3 その他

(1) 補助対象とならない経費

- 税金及び登録費用などは補助対象外となります。

(2) 見積書について

- 令和 8 年 8 月 27 日以降に発注し、交付申請日時点で支払い済みの場合を除き、申請日時点で有効な見積書の提出が必要です。
- 修理可能であるが、入替による車両の復旧を申請する場合は、交付申請時に支払い済みであっても、修理により復旧した場合の見積書を提出する必要があります。

(3) レンタカーとして用いる車両等について

- 本補助金において、販売や有償レンタルを目的とした車両等は補助対象外です。
- 自動車整備工場等で代車を補助対象経費として申請する場合、過去に代車を商品として販売した実績がないことが条件となります。

(4) ローン・割賦販売等により調達した車両について

- 入替後の車両は、事業完了時までには支払いが完了し、申請者が所有権を有している場合に補助対象となります。
- ただし、交付申請時点で既にローン等により購入済みの車両については、繰上返済を行って自己所有の車両として資産計上する場合には補助対象とします（違約金、手数料等は補助対象となりません）。